

資金移動業の廃止のお知らせ

当社は、令和6年8月1日をもって資金移動業を廃止することといたしました。

資金決済に関する法律第61条第5項に規定する為替取引に関し負担する債務の履行の完了の方法につきましては、完了が必要な為替取引はございません。

以上、資金決済に関する法律第61条第3項の規定によりご案内いたします。

令和6年7月1日

東京都新宿区西新宿6丁目18番1号

日本ゲームカード株式会社

代表取締役 鈴木 聡